

海洋汚染防止法の改正について

要旨

2000年に成立した有害危険物質（HNS：Hazardous and Noxious Substances）による汚染事故への準備、事故対応と国際協力を内容とする議定書（OPRC-HNS 議定書）が近い将来、発効する見込みです。このため、わが国は本議定書に加盟するために、今般、国内法である「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」（以下「海洋汚染防止法」といいます。）の改正を行いました。

海洋汚染防止法の改正法案は、今般、国会を通過しましたので、本議定書の発効を待たずに、来年（2007年）4月1日から施行されることになりました。

今回の改正で最も注目される点は次の2点です。

- 有害液体物質（油以外の海洋に有害な液体物質：キシレン、ベンゼン等）及び特定油以外の油について、特定油と同様の防除措置を義務付けることとした。
- 沈没し、又は乗り揚げた船舶により海洋が著しく汚染され、又はそのおそれがある場合、当該船舶に対して、海上保安庁長官は撤去命令を出すことができるようになった。

1. 経緯

- (1) 油濁事故の防除への準備、事故対応については、油汚染の準備・対応と協力に関する国際条約（OPRC 条約：International Convention on Oil Pollution Preparedness, Response and Co-operation, 1990）が1990年に採択され、1995年に発効し、わが国もこれに加盟しています。
- (2) さらにケミカル等の有害危険物質（HNS）による汚染事故を対象とする同様の議定書（OPRC-HNS 議定書）が2000年に成立しました（未発効）。OPRC-HNS 議定書が近い将来、発効することが見込まれることを受け、わが国は、本議定書に加盟するために、国内法である海洋汚染防止法を改正することとしました。
- (3) 海洋汚染防止法の改正法案は、今般、国会審議を経て成立し、6月14日に公布されました。改正法は来年（2007年）4月1日から施行されます。
(注)一部の規定については、後述の通り実施日が若干異なります。
- (4) 改正内容の詳細については、国土交通省のホームページの中の本年2月27日付報道発表資料 (http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha06/01/010227_2_.html)及び本年6月14日付の官報に掲載されていますので、こちらをご参照下さい。

2. 主な改正点

(1) 有害液体物質による海洋汚染の防止のための措置

従来は、特定油（蒸発しにくい油：重油、潤滑油等）について、防除措置等をとることが関係者に義務付けられていました。今回、新たに、**有害液体物質**（油以外の海洋に有害な液体物質：キシレン、ベンゼン等）及び特定油以外の油について、特定油と同様の防除措置をとることが義務付けられました。

具体的には、「**事故発生時の通報**」、「**事故発生時に講ずる措置**」、「**事故に対する準備**」の3つが挙げられます。

① 「事故発生時の通報」

船舶から油その他の物質の排出があった場合、船長は、当該排出があった日時及び場所、排出の状況、海洋の汚染の防止のために講じた措置その他の事項を直ちに最寄りの海上保安機関に通報しなければならない（38条）。

② 「事故発生時に講ずる措置」

● 船舶所有者等に対する防除措置の義務付け

大量の有害液体物質又は特定油以外の油が排出された場合、船長、船舶所有者等は、防除のための応急措置や必要な措置を講じなければならない（39条）。

● 海上保安庁長官による措置命令

海上保安庁長官は、

- (a) 海難等に伴い、大量の有害液体物質又は油が排出されるおそれがある場合、船長、船舶所有者等に対し、排出防止のために必要な措置を講じるよう命じることができる（39条5項）。
- (b) 船舶の沈没又は乗揚げに起因して海洋が汚染され、又は汚染されるおそれがあり、当該汚染が海洋環境の保全に著しい障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるときは、船舶所有者に対し、当該船舶の撤去等必要な措置を講ずべきことを命じることができる（40条）。

従来、本法では、43条（船舶等の廃棄の規制）で、「何人も、船舶、海洋施設又は航空機を海洋に捨ててはならない」という規定があるのみで、船舶の撤去についての規定はありませんでした。また、わが国では、これまで、船舶の撤去命令を明記した法律は、港湾法（56条の4第1項）、港則法（26条）、海上交通安全法（33条3項）に限られていました。

これらは、いずれも港湾、航路の利用又は交通の安全に対して支障となる船舶についての撤去を命じるものです。海洋環境の保全を理由とする船舶の撤去命令は本法が初めてのものです。



上記(a)及び (b)に関連して、さらに、新たに次の主旨の規定が設けられました。

- 海上保安庁が必要な措置を実施した場合、その費用を船舶所有者に請求することができる(41条)。
- 海上保安庁は他の関係行政機関又は地方公共団体に対して、必要な措置を実施することを要請することができる (41条の2)。
- 命令に従わない場合には、罰金が課される (55条)。

③「事故に対する準備」

有害液体物質又は特定油以外の油について、

- 船舶所有者に対する資材の備付け等の義務付け (一定の海域をこれらを貨物として積載して航行する船舶の所有者は、防除資材の備付けと要員の確保を義務付けられます。本規定は2008年4月1日に施行されます。)
- 有害液体物質保管施設の設置者等への、緊急措置手引書の備置きの義務付け
- 海上災害防止センターによる防除措置の実施
- 海上保安庁長官による、大量の有害液体物質が排出された場合の防除計画の策定

(2) 危険物(引火性の物質: LPG、エタノール等)による海上災害の防止のための措置

海難等に伴い、排出するおそれがある場合等において、海上保安庁長官は措置命令を出せることが規定されました。

(3) その他の改正

未査定液体物質(油および有害液体)の輸送の禁止と、海洋施設からの有害液体物質の排出の禁止の規定が設けられました。

なお、未査定液体物質については、海洋環境保全の見地から有害かどうかについて環境大臣の査定を受けなければ、船舶により輸送してはならないとされており、本規定は2007年1月1日に施行されます。

以上